

地名変遷の組織化に関する研究： 北海道稚内市を事例として

Study on the organization of place name transition: A Case Study of Wakkanai City, Hokkaido

石 橋 豊 之*

Toyoyuki Ishibashi

はじめに

地域の記録をアーカイブする際に課題となるものとして地名がある。この地名とは地理的名称の一種であり一般地名と固有地名に分けられる。このうち固有地名には国家・行政機関などの定めた名である公称と一般住民が便宜上に使用する名である私称が存在する（千葉，1994）。また，田邊は地名を人名と並んで固有名詞の代表としており，その機能として特定，保存，伝達を挙げている（田邊，2020）。

様々な要因によりその名称が変更される地名に関して杉本ほかは表 1 のようにその変遷をまとめている（杉本ほか，2018）。

また，今尾は“人気の地名，新しい地名の地面の下には当然ながら「消された地名」が多数眠っている”とし，多くの地名がこのような変遷により消滅している点を指摘している（今尾，2019）。

地名は変遷していく一方で，話者が語る際にはその話者にとって印象深い過去の時点の名称となる。また，地域新聞といったその当時に記録されたものは当時の地名で記述される。例えば，以下は宗谷総合振興局内でのみ刊行される日刊宗谷 1965 年 3 月 27 日の記事の一部である。

*人文学部助教—図書館情報学

表 1 地名の変遷の一覧

種別	概要
新設合併	複数の地名が統合され、新たな地名がそのいずれも引き継がない場合
編入合併	複数の地名が統合され、新たな地名がそのいずれかを引き継ぐ場合
分割	一つの地名を廃止し、複数の新たな地名のいずれもその名前を引き継がない場合
分立	一つの地名を廃止し、複数の新たな地名のいずれかがその名前を引き継ぐ場合
改称	一つの地名を廃止し、一つの異なる新たな地名をつける場合
町制施行	①村が町に移行する場合
市制施行	②町が市に移行する場合
区の設置	政令指定都市における区の新規設置
郡の設置	都道府県における郡の新規設置
郡の所属変更	ある町村の属する郡の変更

(杉本ほか, 2018)

二地区を作業停電

北電稚内営業は高圧線作業のため二十八日午前八時から宝来通り三丁目以北を一時間にわたり停電する。また海岸通り南一から三丁目までの区域も午前十時から十一時半まで停電する。

ここには「宝来通り三丁目」「海岸通り南一から三丁目」という地名が出てくる。この地名は現在使用されておらず、こうした使用されなくなった地名と現在の地名が照らし合われない場合に記録としては大きな欠落となる。

加えて、地名の変遷を記録する上では位置情報が重要となる。谷・後藤は、地名の変遷に対し GPS 位置情報を軸とし過去、現在、未来の地名へとつないでいくことによりどの位置(地名)であったかを明らかにできるとしている(谷・後藤, 2009)。Moscicka はアーカイブ資料を地理情報システム (GIS) で利用できるようにするため、資料のメタデータに地名と正確な座標を紐付ける方法について提案している (Moscicka, 2017)。GPS 等を用いて位置情報を記録するのは当然重要であるが、前提として現在の地名と過去の地名の位置が明確である必要がある。

そこで、本研究ではアーカイブする上で重要となる地名の変遷に関し調査を実施し、記録方法や組織化についての手法を構築することを目的とする。また、谷ほかが指摘しているように地名は位置情報が重要となる。そのため、収集する地名とその位置情報も合わせて記録する必要があるため、本研究では GIS を用いて記録し可視化を行う。以上について北海道稚内市を調査対象として取り上げ分析を行った。

地名の変遷の収集

本研究において対象とするものは公称とする。公称に関しては、「住居表示に関する法律」(1962)や市町村合併の影響により大規模に変更が行われている^{(1),(2)}。行政上の変遷については「行政界変遷データベース」などのデータセットや『旧市町村便覧』などすでに提供されているものもある^{(3),(4)}。しかし、「行政界変遷データベース」は、現在の丁目に対し、そこがかつてどこの自治体であったかの記述でありその丁目が過去の地名を記載しているわけではない。例えば、稚内市中央1丁目に関して見ると稚内村から稚内町、稚内市へと変わっていったことがわかるものの、中央1丁目以前にどのような地名であったかはわからない。また、三原ほかは震災関連資料のリンキングのための地名変遷データセットを開発した上で、町丁字レベルの地名や自然地名、施設の名称データ整備が求められるとしている(三原ほか, 2018)。三原ほかが開発したデータセットは市町村名の変遷が中心であるものの利活用の観点から重要である。ただし、データセットを作成するためにも町丁字レベルといった細かい地名を収集しその変遷をまとめなければならない。

そこで、本研究では細かい町丁字といった区域を主対象とし、それらがどのような変遷をたどったかを調査する。これらの変遷に関しては、行政文書等に残っている可能性が高い。地方自治法第260条に下記のように明記されている⁽⁵⁾。

市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

つまり、変更をする際には議会の議決を経るため、その議会の議決書を調査することで変遷をたどることが可能ということである。なお、第9条の5には、「市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない」ともあるため、都道府県にも記録されている可能性もある。

こうした変遷は稚内市においては市のWebサイト内に設けられた“稚内市の沿革”から確認ができる⁽⁶⁾。他方で、この沿革では変更した地名の照らし合わせが難しい記述となっている。例として住居表示の実施に伴い大規模な変更のあった1970年4月1日付の内容を見てみる。

住居表示の実施に伴い、町、字の区域を次のとおり設定、廃止する。

- ・あらたに画する町の区域

中央1丁目～中央5丁目、宝来1丁目～宝来5丁目、恵比須1丁目～恵比須5丁目、ノシヤツプ、ノシヤツプ1丁目～ノシヤツプ5丁目、富士見1丁目～富士見5丁目

・廃止する字の区域

山下通1丁目～山下通8丁目、本通北1丁目～本通北5丁目、本通南1丁目～本通南3丁目、中通北1丁目～中通北8丁目、中通南1丁目～中通南3丁目、北浜通1丁目～北浜通12丁目、南浜通1丁目～南浜通4丁目、開運通北1丁目～開運通北5丁目、開運通南1丁目～開運通南4丁目、海岸通1丁目～海岸通4丁目、宝来通1丁目～宝来通5丁目、恵比須通1丁目～恵比須通12丁目、今江通1丁目～今江通6丁目、日吉通1丁目～日吉通4丁目、エサンドマリ、ホロトマリ、ニヲトマリ、チカツプ、ノシヤツプ

このようにあらたに画する町の区域と廃止する区域の全てが載っている一方で、中央1丁目～5丁目と廃止する区域のどれにあたるかが不明となっている。

そこで、前述したように行政上の地名の変更に關しては、議決書を確認することで調査が可能である。本研究でも稚内市議会事務局が保管している稚内市の市制施行以降（1949）の議決書を調査することとした。調査方法としては前述した“稚内市の沿革”に記載されている地名の変更時期の議決書を確認し、該当する議決書を Excel 等 に書き写す作業を行った。その際には議決書の付録として手書き地図等もあったため、これらについては許可をいただきスキャンを行った。

このほか、北海道立公文書館にて保管されている稚内市に關連する資料に關しても収集し

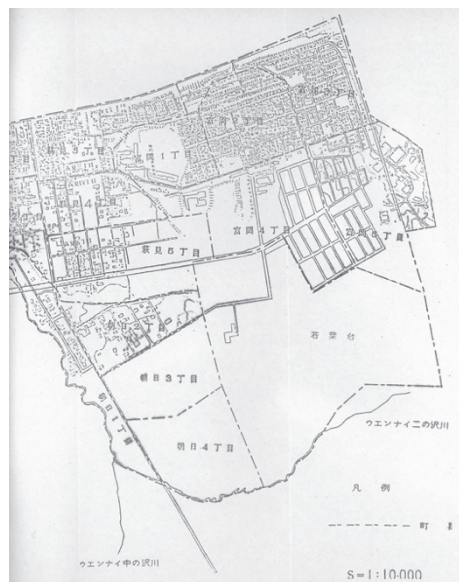


図1 議決書に付随していた地図

た。

また、地名を調査する上で有効である『日本歴史地名体系』（平凡社，2003）や『角川日本地名大辞典』（角川書店，1987）および稚内市史といった稚内市が発行している図書等も参照する。加えて、変遷を見る上では地理情報も重要となるため、必要に応じて地図も入手することとした。

結果として、稚内市の議決書を閲覧することにより、市制施行以降の地名の変遷をたどることができた。これにより“稚内市の沿革”に記載されている廃止される区域に対し変更やあらたに画する町の区域の照らし合わせができるようになった。また、同時期に行われた町の区域の設定、廃止については、まとめて記載されているケースも存在した。

- ・あらたに画する町の区域

港1丁目～港5丁目、大黒1丁目～大黒5丁目、潮見1丁目～潮見5丁目、末広町、開運町

- ・廃止する町の区域

港町1丁目～港町5丁目、大黒町1丁目～大黒町5丁目、潮見町1丁目～潮見町6丁目

上記のうちあらたに画する町の区域に開運町があるものの、これは埋立地に対し行われた処理であり、廃止する町の区域とは関係がない。議決書を確認することでこうしたケースにも対応できる。

他方で、施行以前の地名でいつ成立したか不明な地名も散見された。一部は、『角川日本地名大辞典1 北海道 上巻』にて記述があったものの、施行以前のものに関しては不明なものが散見された。このほか、前述した“稚内市の沿革”に記載されている変更に関して議決書からは発見できないものもあった。議決書は公文書の扱いにおいて永久保存の対象となっており、破棄等は考えられない。それでも何らかの理由により紛失した可能性があるため、北海道立公文書館でも調査したものの発見には至らなかった。

調査した変遷については、杉本ほかが提示した「新設合併」「編入合併」「分割」「分立」「改称」については、町丁字にも同様のことが言える。その中で、「編入合併」に関しては合併前と合併後で地名が同一でも別々のものとして扱った。また、稚内市の場合埋立地の編入が多々ある。これは厳密には異なるが「編入合併」に近いものであると考え、埋立前と埋立後に編入したもので項目として分けた。その結果地名の数としては512となった。また、それに伴う変更は505となった。なお、これらは2019年段階のものであり現在も埋立地等の関係で地名の変更は起きている。

図2は図1同様、議決書に付随していた地図であり稚内市中央地区の旧地名が載っている。一部を灰色で囲っているが、これはこの後中央2丁目となる範囲である。開運通北5丁目や

山下通3丁目など複数の町が一つの地名に変更されており、変遷の全てが1対1の関係ではないことがわかる。



図2 稚内市中央地区の旧地名地図

地名の変遷の組織化と可視化

次に入手した情報を CSV 形式でまとめたのち、データベース化を行った。データベースの管理は、オープンソースソフトウェアのオブジェクトリレーショナルデータベースである PostgreSQL を用いている。なお、本研究では PostgreSQL 用の GUI 管理ツールである pgAdmin4（バージョン 8.5）で運用している。PostgreSQL を用いた理由としては、PostGIS という拡張モジュールにより GIS オブジェクトの格納が可能になるからである⁽⁷⁾。

地名と変遷については「places」「transitions」の2つのテーブルに格納している。「places」テーブルでは各地名に id を割り振っている。そうした地名を name 属性に格納している（地名は前述したとおり、同一の地名も存在している）。date 属性はその地名ができた年月日である。当初議決書の議決日を充てようとしたが、一部発見できないものもあったため、原則的には“稚内市の沿革”に記載されている日付を使用した。comment 属性は後述する URI のように付加する必要があると考えた情報を記述するものである。

「transitions」テーブルは、各変更に対し t_id を割り振っている。複数の t_id の t197 は、中央2丁目の制定に伴う変更を意味している。前述したとおり、複数の地名が一つの地名に

なることがあるため、t_id も複数記述されている。from_id 属性は、元の地名の id が格納され、to_id 属性には変更後の地名の id が格納されている。date 属性に関しては、変更が行われた年月日となる。comment 属性は、変更内容となっている。例として、表 3 の id200 は、表 2 の id200 「山下通 1 丁目」が、id290（表 2 には記載していない）「中央 3 丁目」に変更したということを表している。

表 2 places テーブルの一部

id	name	date	comment
199	稚内村字ヤムワツカナイ	1970-02-24	
200	山下通 1 丁目	1970-04-01	
201	山下通 2 丁目	1970-04-01	
202	山下通 3 丁目	1970-04-01	
203	山下通 4 丁目	1970-04-01	

表 3 transitions テーブルの一部

t_id	from_id	to_id	date	comment
t197	246	290	1970-04-01	町の区域の設定
t197	247	290	1970-04-01	町の区域の設定
t198	200	290	1970-04-01	町の区域の設定
t198	201	290	1970-04-01	町の区域の設定
t198	208	291	1970-04-01	町の区域の設定

なお、同一地名であっても id を分けているケースがある。前述した、開運町の場合次のような変遷となる（議決書上の表記は稚内村字ヤムワツカナイだが、ここでは単にヤムワツカナイと表記する）。

from : 0 埋立地

to : 199 ヤムワツカナイ

from : 199 ヤムワツカナイ

to : 331 開運町

from : 331 開運町

to : 387 開運町（埋立地が加わったため）

埋立地を 0 とし、そこがヤムワツカナイの一部となり、そのヤムワツカナイが開運町に名

称変更している。そして、開運町も新たに埋立地が追加されたため変更とした。なお、前述したとおり今回の調査では変遷が不明だった地名も存在する。そのような地名は便宜上 id に 999 を付与している。例えば 1960 年 3 月に新たに画された港町 1 丁目については、議決書が見つけれなかったため from_id: 999 → to_id: 167（港町 1 丁目に付与した id）となっている。

次に地理情報であるが、議決書にも付録として手書きの地図がついているものもあった。北海道立公文書館の稚内に関する資料でも一部地図の載っているものが存在した。

またこのほか、場所が限定的であるものの稚内市立図書館所蔵の市街地図等（1960 年、1953 年、1930 年）も許可をいただいた上で、写真撮影を行った。

図 1 や 2 のような地図をデジタル化し、画像処理ソフト（Adobe Photoshop CC 2019 を使用）で町ごとに切り分けた。また、国土地理院基盤地図情報基本項目データをダウンロードし、SHAPE 形式に変換したのちに、図 3 のように地理情報システムの QGIS（3.36.1-Maidenhead）に取り込んだ。



図 3 稚内市富岡周辺の現在の地理情報

次にジオリファレンス処理を施し、切り分けた地図を QGIS へと当てはめた。以上の処理を実施することで、現在と過去との比較が可能となり、およその位置情報も把握できる。また、今回は一部の地図のみを使用したがる、複数の年代の地図でも対応自体は可能である。そして、切り分けた地図については TIFF にジオリファレンス情報が組み込まれた GeoTIFF ファイルとして保存している。この GeoTIFF ファイルに関しては、places テーブルの comment の項目において GeoTIFF ファイルの URI を記述することで参照可能な状態にする。

他方で、議決書に付録として残っている地図は限定的であり、全ての地名の位置情報を記述することはできなかった。そこで一部の地名については、市販されている地図を参照し、その位置情報をベクタ形式で記録することとした。図 5 は現在の地図に 1985 年段階の恵比



図4 図1の地図を町ごとに切り分け QGIS 上に表示



図5 旧稚内市恵比須2, 3丁目を QGIS 上に表示

須2丁目・3丁目の範囲を示したものである。これは QGIS の機能を用いてベクタレイヤを手動で作成している。この際にはベクタレイヤの属性テーブルに id と name を用意した。この id は前述した places の id を用いている。name については、恵比須2丁目といった地名となる。図5の場合には、恵比須3丁目の id は 212 となっている。この範囲は 1985 年に昭文社から発行された稚内市街図に則っている。現在の恵比須2丁目・3丁目との違いとしては、図5からも見て取れるように埋立地の差である。この埋立地は 1990 年に恵比須2丁目・3丁目に加えられており、それぞれ、id 434, 435 となっている。

以上のように作成したベクタレイヤに関しても QGIS から PostgreSQL につなぎデータベースに格納している。なお、全てをこのように作成すると膨大な時間がかかるため、現在の地名と位置が合致しているものに関しては、既存のものを使用することで負担は減少する。例えば、2020 年の国勢調査の小地域（町丁・字等別）の中にある世界測地系平面直角座標系・Shape 形式を用いれば現在の各町の境界を入手できる⁽⁸⁾。

今後の課題と展望

今回の調査により、市制施行以降の稚内市の地名の変遷については概ね把握することができた。他方で、市制以前のものに関しては記録が残っていないものもあり、今後はそうした記録に関してもさらに調査を進めていく必要がある。

次に、地名の変遷については、データベース化することによりある程度まとめることができたと言えよう。加えて、地名と地理情報に関しても結びつけることができた。位置情報が不明な地名においても手書き地図を含めて地名の変更ごとの地図が残っていれば、それを PostgreSQL および QGIS 等を用いて、現在の地理情報と結びつけることは可能である。しかし、稚内市においては議決書に付録としてついている地図は一部であり、市立図書館等公的な機関でも一部の年代のものしか保存されていないのが実情である。ただし、建築物等からもある程度の同定は可能なため、そうした情報の活用も視野に入れている。稚内市の場合、前述した市街地図に加えて、昭和 45 年～47 年にかけて大規模な住居表示の変更を行った際の記録として『住居表示対照表』などが残っている。

次の課題として私称への対応である。過去の地名の記録に関しては必ずしも公称によって記録されているわけではなく、その地域住民の間でのみ通用する私称によって記録されている場合もあろう。筆者はこの点について稚内市の郷土史家にどのような私称が存在するかの聞き取りを行ったことがある。その際には、あまりないのではないかという指摘を受けた。このことから稚内市に私称が一切ないと言えるわけではないが、私称に関する調査は年代や稚内市でもさらに地域を絞って行う必要があると考える。また、稚内市の場合、かつて公称だったものが私称となっているケースもある。その典型例としては「山下通り」がある。この「山下通り」は元々公称として用いられていたが、この地区の現在の公称は「中央」となる。しかし、今でも「山下通り」は私称として残っている。このようなケースに対しての対応も今後は考えていかなければならない。

加えて、アイヌ地名への対応も検討する必要があるだろう。現在でも「クトネベツ」のように公称として使われているアイヌ地名があるように、稚内にも多くのアイヌ地名が存在する。このようなアイヌ地名との照らし合わせも行っていきたいと考えている。

最後に、冒頭で述べたように地名は地域の記録をアーカイブする際の課題である。そのため、まとめた地名の変遷を利活用できるようにするため、今後はデータセットにしデジタルアーカイブ等で使用できるようにしていく。

附記

本研究は、デジタルアーカイブ学会にて発表を行った「地域包括的支援サービスを志向した意思伝達のための語彙収集に関する研究」の内容における地名の変遷部分を抽出し加筆修正したものである。

注

- (1) “住居表示に関する法律”. e-Gov. <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=337AC0000000119> (accessed 2024-04-15).
- (2) 吉田金彦, 糸井通浩『日本地名学を学ぶ人のために』(世界思想社, 2004) pp. 276-281.
- (3) 日本加除出版株式会社編集部『旧市町村名便覧 第3版』(日本加除出版, 2022) p. 787.
- (4) 筑波大学大学院 生命環境科学研究科空間情報科学分野 村山祐司研究室.“行政界変遷データベース”. 歴史地域統計データ. http://giswin.geo.tsukuba.ac.jp/sis/his_download/data.htm (accessed 2024-04-15).
- (5) “地方自治法”. e-Gov. <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000067> (accessed 2024-04-15).
- (6) “市制”. 稚内市. https://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/data/reiki/mokuji_bunya.html (accessed 2024-04-17).
- (7) PostGIS 開発グループ.“PostGIS 3.4.0 マニュアル”. PostGIS 3.4.0 マニュアル, <http://cse.naro.affrc.go.jp/yellow/pgisman/3.4.0/postgis-ja/index.html> (accessed 2024-04-17).
- (8) “統計地理情報システムデータダウンロード”. e-Stat. <https://www.e-stat.go.jp/gis/statmap-search?page=2&type=2&aggregateUnitForBoundary=A&toukeiCode=00200521&toukeiYear=2020&serveyId=B002005212020&prefCode=01&coordsys=1&format=shape&datum=2000> (accessed 2024-04-17).

引用文献・参考文献・参考サイト

- 石橋豊之, 柊和佑, 三河正彦, 安藤友晴「地域包括的支援サービスを志向した意思伝達のための語彙収集に関する研究」『デジタルアーカイブ学会誌』Vol. 3, No. 2 (2019) pp. 203-206.
- 今尾恵介『地名崩壊』(KADOKAWA, 2019) pp. 3-6.
- 「角川日本地名大辞典」編纂委員会『角川日本地名大辞典 1 (北海道) 上巻』(角川書店, 1987) 1654p.
- 「角川日本地名大辞典」編纂委員会『角川日本地名大辞典 1 (北海道) 下巻』(角川書店, 1987) pp. 457-464.
- 杉本重雄, 三原鉄也, 永森光晴「コミュニティアーカイブとしての東日本大震災アーカイブ: オープンデー

- タ連携による利用性の向上」『デジタルアーカイブ学会誌』Vol. 2, No. 4, (2018) p. 362.
- 田邊裕『地名の政治学：地名は誰のものか』（古今書院，2020）pp. 4-7.
- 谷里佐，後藤忠彦「デジタル・アーカイブの情報カテゴリーとしての位置，地名記録の課題：位置，時間，
史的内容（地名）で構成するメタ情報」『年会論文集』（2009）pp. 380-381.
- 千葉徳爾『新・地名の研究 新訂版』（古今書院，1994）p. 17.
- 三原鉄也，三枝はるか，杉本重雄「三陸地方を対象にした作成年代の異なる震災関連資料のリンクン
グ：地名の時間的变化に関するデータセットの開発と利用」『じんもんこん 2018 論文集』（2018）pp. 223-
228.
- Moscicka, Albina Kinga「The CENDARI infrastructure in GIS-based historical research」『Program: electronic
library and information systems』Vol. 51, No. 2 (2017) pp. 132-151.
- 有限会社平凡社地方資料センター『日本歴史地名体系 第一巻 北海道の地名』（平凡社，2003）
pp. 1200-1213.
- 稚内市史編纂室『稚内市史 第一巻』（稚内市，1968）1264p.
- 稚内市史編さん委員会『稚内市史 第二巻』（稚内市，1999）1121p.
- “PostgreSQL: The world’s most advanced open source database”. PostgreSQL. <https://www.postgresql.org>
(accessed 2024-04-17).
- “QGIS プロジェクトへようこそ!”. QGIS. <https://qgis.org/ja/site/> (accessed 2024-04-17).